

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十三年十一月十七日

広島県北部農林水産事務所長 児 島 茂 春

事業主体	庄原市土地改良区
地区名	塚本
事業名	ため池等整備事業
完了年月日	平成三年一〇月三日